

規制に係る事前評価書

法令の名称	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案 (仮称)
政策の名称	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
担当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 上杉哲郎 電話番号:03-5521-8236 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月1日(分析対象期間:平成24年12月から平成25年3月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	環境影響評価法に基づいて環境影響評価その他の手続を行う義務が課されている対象事業において、放射性物質による環境影響についても、必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を当該事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的とする。
内容	放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壌の汚染に係る適用除外規定の削除
関連条項	環境影響評価法第52条第1項
必要性	環境基本法第13条が削除されたことに伴い、環境影響評価法においても放射性物質による環境影響を必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することが必要である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域において、対象事業の実施が想定されることから、環境影響評価手続によって、放射性物質による環境影響についても適正な配慮がなされることを確保することが必要である。
費用	
遵守費用	必要に応じて、事業実施区域における放射線量調査等を行う費用が発生する。 事業の実施に伴う放射性物質による環境影響のおそれが明らかでない場合等は、新たな費用は発生しない。
行政費用	施行前において、放射性物質に係る環境影響評価手法を定める基本的事項(環境省告示)や主務省令の検討を行う費用や人的コストが必要になる。 また、施行後において、事業の免許等権者、関係する地方自治体の長、環境大臣は、環境影響評価法に定める手続の中で、放射性物質に係る環境影響についても必要に応じて意見を述べることとなる。なお、当該意見については、従来の環境影響評価法に定める手続の中で述べられるものであり、特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。
その他の費用	特になし。
便益	事業に係る環境の保全について放射性物質による環境影響も含めて適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。

想定される代替案		
代替案	環境影響評価法第52条第1項を削除せず、事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
	費用	
	遵守費用	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価を行う場合はそれに要する費用が必要になる。
	行政費用	特になし。
その他の費用	特になし。	
便益	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合は、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることとなる。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

環境影響評価法第52条第1項の適用除外規定を削除することで、環境影響評価法に基づいて環境影響評価その他の手続を行う義務が課されている対象事業において、放射性物質による環境影響についても、必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を当該事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが確保される。

また、主務省令等で定める環境影響評価手法に則って放射性物質に係る環境影響評価を実施し、法律に定める意見聴取や説明会等の手続を行うことで、当該事業に対する地元住民等の理解を得やすくなり、事業の円滑な実施に資することが期待される。

さらに、放射性物質に係る環境影響評価を実施する必要がある事業としては、主に、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質の影響がある地域その他一部の地域で行われる事業が想定されるが、事業の実施に伴う放射性物質による環境影響のおそれがあると判断された場合であっても、その環境影響評価手法は放射線量率の測定が主であり、過度に手続の進捗を遅らせることにはならない。なお、施行前であっても施行後の手続を円滑に進めるべく、通常の環境影響評価の実施において、放射性物質に係る環境影響評価も実施することは可能である。

代替案については、事業者の自主的な対応に委ねることによって、事業の実施に伴う放射性物質による環境影響が想定されるような事業であっても、適正な配慮が行われない場合も想定される。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会から、放射性物質の適用除外規定について、以下のとおり意見具申をいただいているところ。

「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について(意見具申)」(平成24年11月30日中央環境審議会意見具申)

2. 個別環境法における整理の方向性

個別環境法の整理は、改正環境基本法の趣旨を、個別環境法に可能な限り反映し、放射性物質による環境汚染にどのように対処していくかという観点から、改正環境基本法で削除された適用除外規定を現在も有する個別環境法(別紙参照)について、原則、当該適用除外規定の削除を行うことを基本に、個別環境法ごとに法の施行状況、それぞれに関係する現行の法律との整合性等を十分に検討しその必要性や改正の時期について整理する必要があると考えられる。

(中略)

③環境影響評価法

改正環境基本法の趣旨を踏まえ、昨年の東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることから、適用除外規定の削除を検討する。

レビューを行う時期又は条件

備考

規制に係る事前評価書（要旨）

【放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案】

規制の内容	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除		
担当部局	環境省総合環境政策局環境影響評価課 電話番号：03-5521-8236 E-mail：sokan-hyoka@env.go.jp		
評価実施時期	平成25年3月1日（分析対象期間：平成24年12月から平成25年3月）		
規制の目的、内容及び必要性等	放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染に係る適用除外規定を削除し、環境影響評価法において、対象事業の実施に伴って生ずる放射性物質による環境影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保する。		
	関連条項	第52条第1項	
想定される代替案	環境影響評価法第52条第1項を削除せず、事業者の自主的な取組に委ねる		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	必要に応じて放射線量調査を行う費用等	自主的に放射性物質に係る環境影響評価を行う場合はそれに要する費用
	(行政費用)	環境影響評価手法を定める基本的事項（環境省告示）や主務省令の検討を行うための費用（人的コスト含む） 対象事業に対して、免許等権者、関係する地方自治体の長、環境大臣が述べる環境の保全の見地からの意見に当たっての審査に関する費用（人的コスト含む）	特になし。
	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	事業に係る環境の保全について放射性物質による環境影響も含めて適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。		事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合は、当該事業に係る環境の保全について配慮がなされる。

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>環境影響評価法第52条第1項の適用除外規定を削除することで、環境影響評価法に基づいて環境影響評価その他の手続を行う義務が課されている対象事業において、放射性物質による環境影響についても、必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を当該事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが確保される。</p> <p>また、主務省令等で定める環境影響評価手法に則って放射性物質に係る環境影響評価を実施し、法律に定める意見聴取や説明会等の手続を行うことで、当該事業に対する地元住民等の理解を得やすくなり、事業の円滑な実施に資することが期待される。</p> <p>代替案については、事業者の自主的な対応に委ねることによって、事業の実施に伴う放射性物質による環境影響が想定されるような事業であっても、適正な配慮が行われない場合も想定される。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」（平成24年11月30日中央環境審議会意見具申）において、「環境影響評価法改正環境基本法の趣旨を踏まえ、昨年<small>の</small>東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることから、適用除外規定の削除を検討する。」と記載されている。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	
<p>備 考</p>	

規制に係る事前評価書

法令の名称	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案
政策の名称	南極環境保護法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
担当部局・評価者	自然環境局 自然環境計画課長 亀澤 玲治 電話番号:03-5521-8343 E-mail:REIJI_KAMEZAWA@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月1日(分析対象期間:平成24年12月から平成25年3月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	南極環境保護法上の南極環境への影響を評価すべき対象に放射性物質を含めることにより、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極に持ち込まれないように規制することを目的とする。
内容	放射性物質による南極地域の大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)及び土壌汚染並びにそれらの防止のための措置に係る適用除外規定の削除
関連条項	南極環境保護法第24条
必要性	東京電力福島第一原子力発電所事故後において、一般環境中の土壌などについても放射性物質による汚染が想定されるものの、これを南極地域に持ち込む等の行為については規制がなく、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極に持ち込まれないように規制するため、南極環境保護法に定める南極地域活動計画の確認を始めとした措置の対象に放射性物質を含めることが必要である。
費用	
遵守費用	南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の環境影響評価を行う場合は、南極地域活動の内容に応じて放射性物質による環境の汚染に係る調査、予測及び評価に係る費用が生じる。
行政費用	放射性物質に係る南極地域活動による環境影響を評価する体制を整備する費用が生じる。
その他の費用	特段なし
便益	放射性物質による影響についても、南極環境影響の対象に含めることにより、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質による南極環境への影響が生じないように規制することが可能となり、環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保することとなる。

想定される代替案							
代替案	放射性物質に係る南極地域活動に対し、南極環境影響が生じないよう行政指導を行う						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合はそれに要する費用がかかることになる。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>放射性物質に係る南極地域活動による環境影響を評価する体制を整備する費用が生じる。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし</td> </tr> </table>	遵守費用	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合はそれに要する費用がかかることになる。	行政費用	放射性物質に係る南極地域活動による環境影響を評価する体制を整備する費用が生じる。	その他の費用	特になし
	遵守費用	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合はそれに要する費用がかかることになる。					
行政費用	放射性物質に係る南極地域活動による環境影響を評価する体制を整備する費用が生じる。						
その他の費用	特になし						
<table border="1"> <tr> <td>便 益</td> <td>事業者が行政指導に従った場合は、南極地域活動に係る南極環境の保全について適正な配慮がなされることとなる。</td> </tr> </table>	便 益	事業者が行政指導に従った場合は、南極地域活動に係る南極環境の保全について適正な配慮がなされることとなる。					
便 益	事業者が行政指導に従った場合は、南極地域活動に係る南極環境の保全について適正な配慮がなされることとなる。						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

放射性物質についても、南極環境影響の対象に含めることにより、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極に持ち込まれないように規制することが法制度上可能となり、環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保することとなる。

また、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の環境影響評価を行う場合は、南極地域活動の内容に応じて放射性物質による環境の汚染に係る調査、予測及び評価に係る費用が生じることとなるが、日本国においては、放射線を出す物質の扱いは原子炉等規制法等の既存の法律で規制されているところであり、放射性物質に係る南極環境影響の評価を行うような申請は想定し難いことからほとんど負担は生じない。

代替案①については、法制度上、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極に持ち込まれないように規制されていることにはならず、環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保できない。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会から、放射性物質の適用除外規定について、以下のとおり意見具申を頂いているところ。

「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について(意見具申)」(平成24年11月中央環境審議会意見具申)

2. 個別環境法における整理の方向性

個別環境法の整理は、改正環境基本法の趣旨を、個別環境法に可能な限り反映し、放射性物質による環境汚染にどのように対処していくかという観点から、改正環境基本法で削除された適用除外規定を現在も有する個別環境法について、原則、当該適用除外規定の削除を行うことを基本に、個別環境法ごとに法の施行状況、それぞれに係る現行の法律との整合性等を十分に検討しその必要性や改正の時期について整理する必要があると考えられる。

レビューを行う時期又は条件

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案】

規制の内容	南極環境保護法における放射性物質に係る適用除外規定の削除		
担当部局	環境省自然環境局自然環境計画課	電話番号：03-5521-8343	E-mail：REIJI_KAMEZAWA@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月1日（分析対象期間：平成24年12月から平成25年3月）		
規制の目的、内容及び必要性等	一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極において処分されないように規制するため、放射性物質による南極地域の大气の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。）及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置に係る適用除外規定を削除する。		
	第24条第1項		
想定される代替案	代替案 放射性物質を使用する南極地域活動に対し、南極環境影響が生じないよう行政指導を行う		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の環境影響評価を行う場合は、南極地域活動の内容に応じて放射性物質による環境の汚染に係る調査、予測及び評価に係る費用が生じる。	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合はそれに要する費用がかかることになる。	
(行政費用)	放射性物質に係る南極地域活動による環境影響を評価する体制を整備する費用が生じる。	放射性物質に係る南極地域活動による環境影響を評価する体制を整備する費用が生じる。	
(その他の社会的費用)			
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	放射性物質についても、南極環境影響の対象に含めることにより、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極に持ち込まれないように規制することが可能となる。	事業者が行政指導に従った場合は、南極地域活動に係る南極環境の保全について適正な配慮がなされることとなる。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>放射性物質についても、南極環境影響の対象に含めることにより、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極に持ち込まれないように規制することが法制度上可能となる。 また、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の環境影響評価を行う場合は、南極地域活動の内容に応じて放射性物質による環境の汚染に係る調査、予測及び評価に係る費用が生じることとなるが、日本国においては、放射線を出す物質の扱いは原子炉等規制法等の既存の法律で規制されているところであり、放射性物質に係る南極環境影響の評価を行うような申請は想定し難いことからほとんど負担は生じない。 代替案①については、制度上、一般環境中に存在する放射性物質により汚染された物質が南極において処分されないことが担保されているとは言えない。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会から、放射性物質の適用除外規定について、以下のとおり意見具申を頂いているところ。 「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について（意見具申）」（平成24年11月中央環境審議会意見具申） 2. 個別環境法における整理の方向性 個別環境法の整理は、改正環境基本法の趣旨を、個別環境法に可能な限り反映し、放射性物質による環境汚染にどのように対処していくかという観点から、改正環境基本法で削除された適用除外規定を現在も有する個別環境法について、原則、当該適用除外規定の削除を行うことを基本に、個別環境法ごとに法の施行状況、それぞれに関係する現行の法律との整合性等を十分に検討しその必要性や改正の時期について整理する必要があると考えられる。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	
<p>備 考</p>	